

山梨県立
塩山高等学校

いじめ防止基本方針

山梨県立塩山高等学校生徒指導部

令和8年4月1日改定

(平成26年4月1日初版)

目 次

I はじめに	P 1
II いじめの問題に関する基本的な考え方	P 1～P 4
III 未然防止	P 5
IV 早期発見	P 6～P 7
V 早期対応	P 7～P 11
VI ネット上のいじめの対応	P 11～P 12
VII 重大事態発生時の対応	P 12～P 13
VIII 本校におけるいじめ対応の基本的な動き（フローチャート）	P 14

I はじめに

いじめは、その子どもの内面を将来にわたって深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長を妨げる。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのこと、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫き、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

II いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への対応にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。（抵触する可能性のある刑罰）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（脅迫、名誉毀損、侮辱）
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた、蹴られたりする（暴行）
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（暴行、傷害）
- ・金品をたかられる（恐喝）
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする（窃盗、器物破損）
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする（強要、強制わいせつ）
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる（名誉毀損、侮辱）

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への対応にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、同委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

(1) 「いじめ対策委員会」

○ 構成員: 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、生徒会指導主任、進路指導主事、商業教育推進主任、教育支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭

○ いじめ対策委員会の役割

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の策定 | ② いじめの未然防止 |
| ③ いじめへの対応 | ④ 教職員の資質向上のための校内研修 |
| ⑤ 年間計画の企画と実施 | ⑥ 年間計画進捗のチェック |
| ⑦ 各取組の有効性の検証 | ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し |

(2) 「拡大いじめ対策委員会」

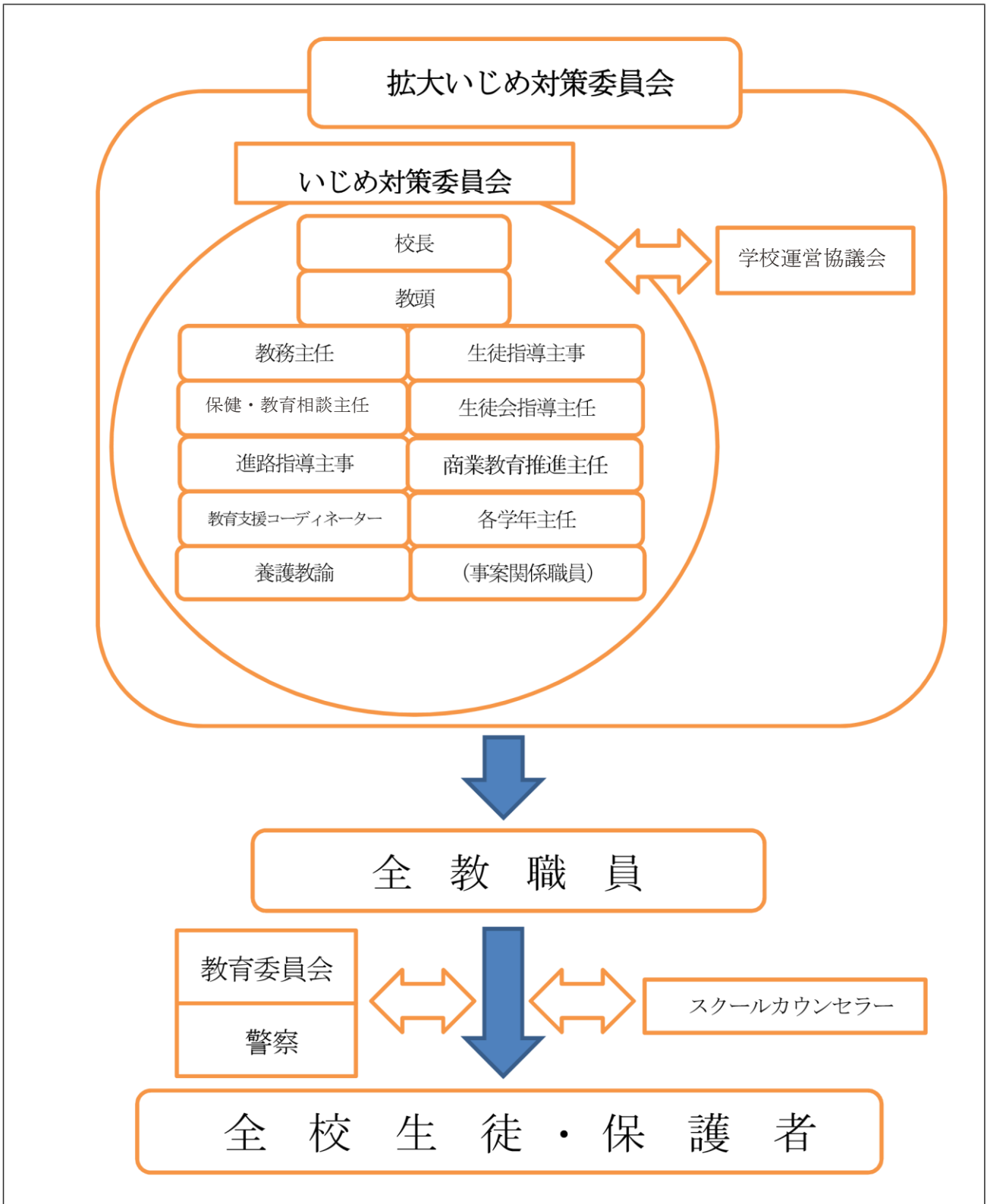
○ 構成員: 「いじめ対策委員会」に学校運営協議会を加える。

※ 拡大いじめ対策委員会は、学期に1回程度開催(学校運営評議員会に併せて開催)する。

※ 拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じて、いじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。※ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

【いじめ防止のための学校の体制】



4 年間計画 「いじめ防止指導計画」 ○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・HR づくり・学年づくり ・担任との二者懇談 ・部活動・委員会活動の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HR づくり・学年づくり ・担任との二者懇談 ・部活動・委員会活動の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HR づくり・学年づくり ・担任との二者懇談 ・部活動・委員会活動の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が新しい環境に馴染めるような場所・時間の提供 ・いじめ対策委員会①（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP 掲載） ・PTA 総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 ・学校行事への積極的参加の促進 ・いじめ対策委員会② ・学習会で生徒の学習援助 ・学校行事への積極的参加の促進
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総体全校応援での集団意識の構築 ・「第 1 回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・総体全校応援での集団意識の構築 ・「第 1 回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・総体全校応援での集団意識の構築 ・「第 1 回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回「拡大いじめ対策委員会」（アンケートの結果） ・学習会で生徒の学習援助
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学園祭でのクラスの団結 	<ul style="list-style-type: none"> ・学園祭でのクラスの団結 	<ul style="list-style-type: none"> ・学園祭でのクラスの団結 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ ・学校行事への積極的参加の促進
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験への取り組み ・三者懇談週間（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験への取り組み ・三者懇談週間（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験への取り組み ・三者懇談週間（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ ・学習会で生徒の学習援助 ・学校行事への積極的参加の促進
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生指講話により自分の命・他人の命の尊さを学ぶ ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・生指講話により自分の命・他人の命の尊さを学ぶ ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・生指講話により自分の命・他人の命の尊さを学ぶ ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事への積極的参加の促進
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・「第 2 回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談週間（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験への取り組み ・球技大会 ・「第 2 回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談週間（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験への取り組み ・球技大会 ・「第 2 回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会で生徒の学習援助 ・いじめ対策委員会⑤ ・学校行事への積極的参加の促進
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・強歩大会 ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・強歩大会 ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・強歩大会 ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回「拡大いじめ対策委員会」（アンケートの結果） ・学習会で生徒の学習援助
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・一日体験学習での団体行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行での団体行動 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 回いじめ実態調査アンケート」の実施 	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回「拡大いじめ対策委員会」（アンケートの結果）
3 月				

※いじめ対策委員会は、年 6 回、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

Ⅲ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの生徒にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てて、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 生徒や学級の様子を知る

- (1)生徒と同じ目線、場の共有などにより、教職員が気づくことが大切である。
- (2)意識調査などにより実態把握をする。

2 「居場所づくり」、「絆づくり」と「自己有用感」の構築

- (1)生徒たちの信頼に応え、生徒が困らないようにするための居場所づくりを考える。
- (2)教職員の組織的・計画的な働きかけで、生徒が活躍できる場を準備する。
- (3)学習活動やHR活動、学校行事・学年行事を通して、生徒の自己肯定感を高める。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- (1)道徳教育の充実を図る。
- (2)人権意識の高揚を図る。

4 関係機関や学校間の連携について

- (1) いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や県と関係機関の担当者や窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。
- (2) 学校運営協議会、PTAの各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- (3) 複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の生徒ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。

5 保護者の役割について

- (1) 保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、保護者は、国、県及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

- (1)生徒の立場に立つ。
- (2)生徒を共感的に理解する。

2 いじめは見えにくい

- (1)いじめは大人の見えないところで行われている。
- (2)いじめられている本人からの訴えは少ない。
- (3)SNS等のネット上のいじめは最も見えにくい。

3 早期発見のためのポイント

- (1)生徒達とともに過ごす機会を積極的に設け、日々の観察をする。
- (2)情報収集や関係修復が必要である。
- (3)日誌や日記等を活用し、生徒の変化を見いだしたり、保護者との連絡を密にする。
- (4)相談体制を充実し、生徒・保護者が気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- (5)いじめ実態調査(アンケート調査等)を随時実施する。

4 相談しやすい環境をつくる

生徒達が、教職員や保護者に、いじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することも考えられる。

(1)いじめられている本人からの訴えに対して

- ①本人の心のケアに努め、心身の安全を保証する。
- ②事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく生徒の立場に立って傾聴する。

(2)周りの生徒からの訴えに対して

- ①いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ②「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝えて安心感を与え、具体的に心身の安全を保証する。

(3)保護者からの訴えに対して

- ①保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- ②生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

(4)相談体制の充実

いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について広く周知する。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

発見者や学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応する。 いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告する。報告を受けた管理職は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集する。教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すよう次の対応をとる。

(1)いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた生徒たちを守る。

(2)事実確認と情報の共有化を図る。

(3)把握すべき情報例。＊生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮すること

- ①誰が(Who)誰を(Whom)いじめているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】
- ②いつ(When)、どこで(Where)起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ③どんな内容(How)のいじめか？どんな被害(What)をうけたのか？ ……………【内容】
- ④いじめのきっかけは何か(Why)？ ……………【背景と要因】
- ⑤いつ頃から、どのくらい(How much)続いているのか？ ……………【期間】

◎ いじめを発見した場合の対応

(1)いじめられた生徒(保護者)への対応

【生徒に対して】

- ①事実確認とともに、まず、つらく不安な生徒の今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。
- ③必ず解決できると、希望が持てることを伝える。
- ④自信を持たせる言葉をかけ、励まし、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してくれるよう伝える。

(2)いじめた生徒(保護者)への対応

【生徒に対して】

- ①いじめた気持ちや状況などについて聞き、生徒の背景に目を向け指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

(3) 周りの生徒たちへの対応

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導の実施

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(5) 警察との連携

- ① 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。

② いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第 23 条第 6 項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

③ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

(ア) 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ 事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。

(イ) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

(ウ) 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。

(エ) 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

*警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行(刑法第 208 条)

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害(刑法第 204 条)

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ(刑法第 176 条)

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝(刑法第 249 条)

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗(刑法第 235 条)

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。

○器物損壊等(刑法第 261 条)

- ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。

○強要(刑法第 223 条)

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫(刑法第 222 条)

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱(刑法第 230 条、231 条)

・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与(刑法第 202 条)

・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)

・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。

・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。

・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。

・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

VI ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。特に、SNS を介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を初めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

①メールでのいじめ ②ブログでのいじめ ③チェーンメールでのいじめ

④学校裏サイトでのいじめ ⑤SNS から生じたいじめ ⑥動画共有サイトでのいじめ

2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

(1)PTA総会や三者懇談等で伝える。

(2)情報モラルを指導する際のポイントを明確にする。

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

3 早期発見・早期対応のために

(1)関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応を図る。

(2)書き込みや画像の削除を速やかに行う。

VII 重大事態発生時の対応

(1)重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会(特別支援教育・児童生徒支援課長)に報告する。

(2)「重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」(法第28条第1項)

(3)調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。(法第28条第2項)。また、調査結果を地方公共団体の長へ報告する。

※重大事態とは

- ①「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ③「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

*いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑い、とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

*いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」疑いの、「相当の期間」とは

- ・年間30日を目安とする(不登校の定義をふまえて)

* 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

◎重大事態ガイドラインの構成

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第4章 重大事態を把握する端緒

第5章 重大事態発生時の対応

第6章 調査組織の設置

第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

第8章 重大事態調査の進め方

第9章 調査結果の説明・公表

第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護

第11章 調査結果を踏まえた対応第

第12章 地方公共団体の長等による再調査

【留意事項】

- ・ 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めること。さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めること。

VIII 本校におけるいじめ対応の基本的な動き (いじめを認知したら…)

